

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年9月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター規則第2号

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和7年湖北広域行政事務センター条例第1号。以下「条例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項で定める事項は、条例第4条第1項第5号の施設に關することとする。

(一般廃棄物の搬入基準)

第2条 条例第3条に規定するエコパーク湖北に搬入できる一般廃棄物は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）第5条に規定する一般廃棄物処理計画で定めるし尿及び浄化槽汚泥とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項で規定するし尿及び浄化槽汚泥をエコパーク湖北に搬入する際は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成11年湖北広域行政事務センター規則第1号）第21条に規定するし尿処理券又は浄化槽汚泥処理券を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

(搬入の規律)

第3条 前条の一般廃棄物の搬入に際しては、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）職員又はセンターから委託を受けたエコパーク湖北運営事業者職員の指示に従い、衛生的に処理しなければならない。

(休業日)

第4条 エコパーク湖北における休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 年末年始（12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日）

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(搬入時間)

第5条 前条の休業日を除くエコパーク湖北への一般廃棄物の搬入時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者に特に必要と認めるときは、搬入時間を変更することができる。

(その他必要な事項)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。